

A38 可能です。

【解説】

ゴルフクラブの入会金や会費、プレー費等を MS 法人が負担した場合には、税務上次のように取り扱われます。

1. 入会金

法人会員として入会する場合は、法人の資産として計上されます。個人会員として入会する場合は、原則としてその名義人に対する給与となりますが、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会が法人の業務の遂行上必要と認められる場合には、法人の資産として計上できます。

2. 年会費・年決めロッカー使用料など

入会金が給与に該当するときは、給与とされます。

入会金が資産計上されているときは、交際費になります。

3. プレー費用

法人の業務の遂行上必要なものであると認められる場合には交際費になりますが、認められない場合には給与とされます。